

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第37号。平成31年3月14日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成31年3月下田市議会定例会議案の追加申し入れについて。

このことについて、平成31年3月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、申し入れます。

議第40号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前 10 時 1 分休憩

午前 10 時 7 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程

○議長（竹内清二君） 本日、市長から提出されました議第40号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案の追加申し出があります。

この際、議第40号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第40号を日程第1の前に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第40号は日程第1の前に追加することと決定いたしました。

◎議第40号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、議第40号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速議第40号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

お手数でございますが、お手元の追加議案を御用意ください。

本案は、下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件であり、その選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたいというものであります。

提案理由は、委員の任意満了に伴うものであります。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者、また固定資産の評価について学識経験の有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというものであります。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例により、委員が地域的に偏在しないように配慮し、旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区に区割りして、それぞれの地区から1名ずつ、合計3名で固定資産評価審査委員会委員として審査をお願いしているところであります。

任期は3年で、この3名の委員のうち、稲梓・稲生沢地区から選任されております堀谷耕太郎委員が、この3月26日をもって任期満了となりますので、再任をお願いしたいというものであります。

堀谷様は、昭和25年4月28日生まれの現在68歳で、住所は下田市西本郷1丁目13番15号であります。

平成28年3月27日に下田市固定資産評価審査委員に就任され、現在1期目であります。元

下田市役所職員で、昭和44年に奉職、平成19年3月、下田市教育委員会生涯学習課を最後に退職されました。この間、昭和62年4月から平成4年3月及び平成10年4月から平成14年3月にわたり、固定資産税の業務に携わり、固定資産の評価につきまして数多くの経験を積んでこられた方であります。

以上、申し述べたとおり、堀谷様は本市の固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でありますので、重ねて選任させていただき、御同意をお願いしたいというものであります。

なお、御同意いただきました場合の任期は、2019年3月27日から2022年3月26日までの3年間となるものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第40号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第30号 平成31年度下田市一般会計予算、議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算、議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算、議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算、以上16件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、改めましておはようございます。

産業厚生委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決するものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

- 4) 議第30号 平成31年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 5) 議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 6) 議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。
- 7) 議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算。
- 8) 議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。
- 9) 議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 10) 議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算。
- 11) 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月7日、8日、11日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川上下水道課長、日吉市民保健課長、佐々木税務課長、白井建設課長、鈴木環境対策課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第30号 平成31年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、進士為雄君の報告を求めます。

1 番 進士為雄君。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第30号 平成31年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

5) 議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

6) 議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算。

7) 議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

8) 議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

9) 議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

10) 議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

11) 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月7日、8日、11日の3日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より黒田統合政策課長、土屋学校教育課長、井上総務課長、佐々木税務課長、高野防災安全課長、土屋福祉事務所長、土屋生涯学習課長、須田議会事務局長、鈴木会計管理者兼出納室長、河井監査委員事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第30号 平成31年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、本委員会では次のとおり附帯決議を決定したので申し添えます。

0247企業誘致推進事業については、平成30年度の執行体制が整っていなかった等の理由で未執行であったことは、強く反省を求めるものである。

平成31年度においては、同事業に102万円が計上されているが、事業の意義を鑑み執行体制を整えるとともに、事業内容を明確化し、確実に執行することを強く求めるものである。

5) 議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第30号の一般会計予算について、附帯決議を申し添えるというところで特記がされているわけではありますが、30年度の未執行部分につきましては、港町ゾーン活性化推進事業実行委員会負担金500万、これも未執行になっていようかと思うわけであります。この事業は、御案内のように、たしか市長がこの実行委員会の会長で、多くの旧町への活性化を図ろう、港町を活性化していこうと、こういう重要な事業であったかと思うわけであります。その記載がないとはどういうことかと。この議論をしたのかと。どうして企業誘致のみを指摘をしまいついておるのかと。なお、この審議に当たっては、当然責任者である市長をお呼びになってただされたかと思いますが、そういう審議をされたのか、されなかったのかと。

そして、ただ附帯決議で今後よろしく頼むということではなくて、どのような形で着実にこの事業の執行ができるのか。当局の責任を委員会の中で明らかにしていく必要が僕は当然あったかと思うわけであります。当局及び市長の謝罪を含めた体制をこういうぐあいにつくっていくという決意なくしてこの附帯決議がつけられるというのは、まさに議会がただ指摘をすればいいんだと、こういうことで終わってしまつて、議会本来のチェック機能を果たしていないと、こういうことにもつながろうかと思いますが、港町ゾーンの記載についてはどういう議論がされたのかお尋ねをしたいと思います。

なお、本会議の中でも静岡県防衛協会への加入が予備費の流用をすると、30年度においてはですね。これもやはりあつてはならない執行であろうと思うわけです。しかも情報開示をしなければ、このような経過がわからないと。議会で要望して、この資料を出せと言っているにもかかわらず、委員会にも資料が提出されず、本日担当課から情報開示のもとに資料が提出されてまいっておりますが、防衛協会はどういう組織で、会員になるわけですから、どういう行事に下田市として参加をするのかと。そして、下田市が参加することがどういう意味があるのかと、こういうことを当然説明をしていただいた委員会であろうかと思うんです。

が、もしそのような議論がされてないとすれば、これこそ十分な審議どころか不十分な審議でありますので、もう一度審議をし直していただきたいと、このように思うわけであります。

さらに大きな事業の1つとしまして、庁舎の建設事業が進められていようかと思うわけがあります。本会議の中においても、用地の取得なくして庁舎の建設はなし得ないわけがあります。この用地の取得がどのようになっているのかと。特に収用法の適用等云々という議論もなっている中で、確かに10月までに土地を購入することができるのかと、こういう質問がされていたかと思うわけであります。当局のほうは任せておいてほしいと、心配ないよと、こういう答弁でありましたが、具体的なそれぞれのスケジュールや措置を点検した後に、当局の言うとおりの問題がないのかと。税法上だけの問題であって、本当の意味での土地収用法をかけるというような事態に立ち至っているのか、いないのか、そこら辺の審議がどのようにされたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長の答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） まず、港町活性化事業についての議論でございますけれども、当然この議論はありました。今回は活性化委員会の協議会に対する要するに予算10万円が計上されているわけですが、その理由としては、前回の反省を踏まえ、積極的にこれから案を、その要するに活性化案を練っていききたいと。ただし、それについては最初からそれを求める要するに予算ではなくて、自ら要するに職員の中でもみながら方向づけをしていったときに、活性化委員会に協議を図りたいという予算ですから、基本的には30年度の反省を踏まえ、言い方は多分そういう言い方をしなかったかも知れませんが、いわゆるできるところから進めていききたいと。それには活性化協議会に議論を持って行って、その考え方を含めて進めていききたいというような議論がありました。

次に、企業誘致も含め、前回の予算を未執行にした関係のお話に当たるかと思えますけれども、市長を呼んだかということについては呼んでおりません。責任についての追及というのは、ほとんどその辺の内容はされなかったわけですが、どちらかという、要するに31年度に計上されている事業の内容についての議論が多くされたところです。30年度においては、端的に言えば、仮称でしょうけれども、下田大学という形で、いわゆる起業とか、企業誘致、そういうものの内容を理解したいような人たちというんですかね、役所の職員も含め、外の職員ですかね、市内の職員、市民も含め、いわゆる大学という形の中で、講師を呼び、そういう事業を勉強しようというような要するに事業だったかと思えますけれども、

残念ながらそれは前回できなかったと。内容については、先ほど言ったような執行体制が整っていなかったということであって、それだけではなかなか納得できない理由なんです、本会議でもその辺の議論は何度かやられたかと思いますが、そういうことです。

今回については、議論の中でなかなか横文字を並べ、よくわからなかったようなところもあるんですけれども、私の解釈からすれば、やはり今の企業誘致と一言で言って、言葉で言えば企業が下田へ来て、そこで事業をやっていくというような、端的に言えばそのような理解がほとんどだろうとは思いますが、そういうことではなくて、例えば一時的にサテライトオフィスだとか、はたまた例えば今夏しか使っていない海岸を1年通年利用しようとか、いろんな考え方を持っている方たちもおろうかと思うんですが、特にそれに対して受け入れる側というんですかね、これからこういう事業というのは進めさせなければいけないだろうというような感じを受けて、それに対して受け入れる側が余りにも少し知識がないんじゃないかと。どちらかというと、そういうやはり受け入れる側のものが、その事業に対しての理解がないと、来たとしてもなかなかきちんと受け入れなくて、事業を撤退するというケースも多々あるように聞いております。

ですから、そのような受け入れ態勢をとると同時に、それが進めれば前へ進めていきたいというような事業で、内容的には多くは講師ですね。要するに受け入れる側をもっと理解を深めるための講師謝礼というんですかね、報酬というんですか、それが半分ぐらいあり、あと、先進地視察というんですかね、旅費が計上されていると。そういう面からすると、具体的にどこの事業所というか、こういう事業所を受け入れるとか、そういうPRして受け入れるとか、そういうことではなく、受け入れる側の要するに理解を深めないと、その事業は進まないんだろうというような、私はそのような解釈をとって、この事業としては認めたというような形なんです、ただ、今の中でやはりこれは私も受け取り方だったんで、これは委員の中で若干違う受け取り方もあるんだろうと思うんですが、そういう面では事業の内容をもう少し明確化、わかりやすくしろという意味で、この附帯決議ですね。それと、事業自体については、必要だと。今後の要するに下田市にとって必要だという意義は認めて、要するに内容を明確化し、確実に執行するということをここで委員会としては注意事項として強く求めたと、そういうことでございます。

次に、防衛協会については議論はございませんでした。

庁舎建設については、やはりちょっと用地の関係については議論はなかったかと思いますが、けれども、予算についてですが、予算の要するに概略その30億という言葉が出ているわけで

すけれども、今回の中で30億ということではなかなか例えば労務単価が上がっているとか、資材が上がっているとか、オリンピックのこれからの事業もあり、工事費は上がる傾向にあるんで、その辺について余りにも30億にとらわれて、ぎしぎしに、わかりやすく言えば使い勝手の悪いような建物をつくらないでほしいというような考え方の意見はございました。

ほかに先ほどの収用法がどうのこうの、いわゆる用地に関したことについては意見はなかったかと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 委員会は何のためにあるのかと。このところを委員長として明確に考えていただきたいと。本会議で指摘されたことをより一層深めていただくということも委員会の課題の1つであろうと思います。本会議で出されたことは、そこでちゃんとした回答をいただいて、納得できる回答であれば、それはそれで済ませて結構だろうと思いますが、回答らしい回答をいただいていないというのがその実態ではないかと思うわけです。ぜひとも委員会の運営についてそのような配慮をお願いをしたいと思うわけであります。

それから、企業誘致事業について30年度では320万、今年度の31年度は102万の予算に削減がされているわけであります。200万からの削減した理由は先ほどの答弁の中にあるのかもしれませんけれども、改めて明確な昨年と今年の金額の大変な200万からの削減の内容が議論されているのであれば、明らかにしていただきたいと。

さらに企業誘致について言えば、稲梓診療所の跡地を購入をしたいと言っている企業があると、こういう話もあったかと思うわけですが、それらとつなげてまいりますと、具体的に下田の用地を事業のために欲しいという事業者が出てきていると。単純に大学の先生を呼んで学習会やっていけばいいんだと、こういう内容の事業では私はないと思うわけです。違うんでしょうか。そこら辺の情報と企業誘致事業を具体的に推進をしていくという地道な努力は必要だろうと思いますし、そういう動きが既に下田市内にも出ているという認識を持つ必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 企業誘致について稲梓診療所に土地を求めてきている方がおるということで、現地も見させていただきました。それはあくまでもこちらからモーションを起こしてどうのこうのということではないんじゃないかと。下田で要するに企業を起こ

したいというか、移転してきたいのかちょっとそういうことだろうと思いますけれども、具体的に細かくどういうところまでというよりも、どちらかというところではやはり市有地の近隣の道路事情とか、その周りの関係に住民が住んでおりますので、その人たちが要するに今までの生活にトラブルがないような形のことを重点にその事業については考えました。

先ほど言ったように、当初の、要するに昨年度の事業は大学という形で受け入れというよりも、どちらかというところ企業を起こすような、そういう事業の内容だったかと思いますが、それは補正の中でいろいろ議論されておりますけれども、今回のところの内容については、先ほど言ったように、仮にPRして来たとしても、受け入れ態勢がしっかりしてないと、二、三年でまたそこから移転してしまうという事例もあると。それは何かというと、やはり受け入れる側がどういう意図を持って受け入れるかも含めて、そういうことを理解している方が少ないというふうに私個人的には説明から聞いて受けたのは、そういうところで受け入れる側がしっかり受け入れる態勢がないと、なかなかそういうものが進まない。表面的に誘致とかというのは今もPRしてはいますが、受け入れる側はまだその辺のところの態勢が整っていないのかなというふうな形の中の要するにいわゆる今回の事業だろうというふうに聞こえました。

ですから、言わんとすることはよくわかるので、そういうことでその事業としては執行することに問題ないだろうと。ただし、その辺のところの要するにまだ煮詰めてない部分は、講師にしても何にしてもどういう先生が来るのかとか、もう具体的に名前もあるわけでもなかったんで、それは今後の課題として決めていくんだろうとは思いますが、いわゆる確実に執行するということを委員会としてはそこについて求めた、そういうことでございます。

あと何でしたっけ。

○議長（竹内清二君） 前年度との金額の比較というものをしたかどうか。

○総務文教委員長（進士為雄君） 前年度の比較ですよね。前年度は内容的には講師謝礼、いわゆる講師が何人あったか今記憶にないんですが、何人かの講師を呼んだりとか、新聞を出す予算なんかもありましたね。そういう面からすると、今回はどちらかというところ、要するに講師を呼んで、職員を含め、市内の関係団体の職員というんですか、そういう方たちの理解を深め、要するにそういう受け入れの態勢を整えていく準備段階の予算というふうな形で、早い話が大学と言えればおわかりのように、何人かの先生を呼ぶのと今回の場合はかなり内容が違ってきているというふうな形にします。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 施政方針においても市長は都市計画の道路、武ガ浜横枕線のうち、下田中学校の通学路となるべき136号線の本郷交差点から本郷西交差点については、優先すべき道路管理者とも協議をしていくと。県や国と協議をされていくということは表明をしているわけでありますが、これが具体的にどのように進められていくのか。常識的に考えれば、当然この道路拡幅や歩道をつくるということになれば用地が必要になると。用地が必要になれば、それは地元の自治体にそういう用地係を置いて、それに組み込むと。話が進めばそれらの費用は国や県から支出されてもくると。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） ごめんなさい。そうですか。僕のところそうですか。じゃ、失礼しました。それはどうも失礼しました。

そういう意味での児童の交通の安全を守っていくという観点からの質問でありまして、鈴木さんの観点からではないわけですので、御了承いただきたいと思うんですが、そういう要望が出されていたかと思いますが、手続としてはそういう方向に進んでいくんではないのかと。そしてやはり同じ子供たちの歩道の関係について言えば、県道の南伊豆線も学校の歩道が十分ないと。小学生や中学生が一部歩道を利用していると。一番交通量の多い部分のところに歩道がないというような、こういう実態があるかと思うんですが……

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） うちの会派だけか。そうですか。

○議長（竹内清二君） 沢登君、今の質問は建設課所管のほうの質問ということで、総務文教委員会では答えられないと思いますが。

○13番（沢登英信君） 教育委員会レベルではそういう議論はされてまいっておらないのかお尋ねをしたいと思うわけでありまして。

○議長（竹内清二君） 答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 教育委員会サイドではそのような議論はありませんでした。

○議長（竹内清二君） そのほか質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員会報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔 13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をさせていただきたいと思います。

御案内のように、印鑑証明とは、それぞれの人たちの財産の移転等に伴います証明書として大変重要な書類であろうと思います。それらの書類がコンビニストアで交付されるように実現を、印鑑証明のこの条例を改正をしていこうと、こういう内容のものであろうと思います。コンビニで交付できることによって、役所では8時半から5時15分までの、これを6時半から23時まで交付できると。しかし、マイナンバーの自らのカードを持っていませんと交付ができないと、こういうものであろうと思います。

どこでも交付できるというこの便利と引きかえに、財産の移転や等々に、あるいは不動産の登記や売買にかかわるような書類がどこでも取れるというような方向が必ずしもいい方向であるかという、やはりそうではないんじゃないかと。重要な財産にかかわるようなものはきっちり役所が管理をしていただいて、そして本人が来るなり、あるいは郵送等で取れるような仕組みにすべきでありまして、コンビニで交付できれば、それは便利になるんだと、このような方向というのはやはりチェックしてまいらなければならないと思うわけでありまして、余りにも安易に流れているんじゃないかと。しかもこれらの情報が民間の企業に流されると、漏えいするというような危険も十分今までの経験の中では報道がされてまいっていることではないかと思っています。

そういう意味で、この印鑑条例の改正は慎重に取り扱うべきものであると。そして、従来どおりの取り扱いでありまして、何ら不都合が起きていないというのがその実態ではないかと思うわけでありまして。これがコンビニで交付できるようにいたしましても、マイナンバーのカードを持っている方は、そして、その利用をする方は県内では0.5%でしかない。110人足らずの人たちが利用するかしないかと、こういうような実態になっていようかと思うわけでありまして。こういう実態から考えますと、今現在において下田市印鑑条例の一部を改正し、コンビニ交付に道を開いていくというようなことは慎重に対応していかなければな

らないと、こういう姿勢からこの条例に反対をするものであります。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7 番 大川敏雄君。

〔7 番 大川敏雄君登壇〕

○7 番（大川敏雄君） 私は、議第24号 印鑑条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

下田市は本年の8月1日からマイナンバーカードに掲載された電子証明書を利用して、コンビニ等で住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍抄本などを取得できるサービスを実施する予定であります。特に印鑑登録証明の取得は市町村の独自の事務ですから、下田市の印鑑条例に基づいてやらなければなりません。したがって、法定委託事務である戸籍謄本あるいは抄本と同様にコンビニで交付を受けるためには条例の一部を改正する必要があるわけであります。

しからは、コンビニの交付、これのメリットを考えてみますと、4点挙げられると思います。第1点目は、マイナンバーカードを持つ下田市民の皆さん方が日本全国のコンビニエンスストア等で早朝や夜間、印鑑証明を取得できるというのが1点です。

2点目には、他の市町に住んでいる方で、戸籍抄本を請求する、この場合にお住まいの市町村のコンビニエンスストアで交付が8月1日以降からできるわけであります。

第3点目には、当市に住んでいる方で、特に高齢者でございますが、市役所あるいはコンビニで利用できるというのは、これは利便を向上させることであると。

4点目には、先ほどの反対討論した方が言うておりましたけれども、この交付の利用時間が朝6時30分から午後11時まで、戸籍抄本等については8時30分から5時15分までですが、そのほかにつきましては使えると、こういう4点のいわゆるメリットがあるわけであります。

加えまして、財政的にはどうかと申し上げますと、国は29年、30年、31年と、3カ年間でこのシステムに要する経費に対して特別交付税を交付すると。つまり内容は、いわゆる上限で6,000万、措置率としては2分の1を見ようと。それが本年がもうぎりぎりになるわけですが、しからはその特別措置において、下田市の実情を見ますと、まず導入経費であります、平成31年に債務で4,384万8,000円かかると。また加えて、運営費として31年8月から32年3月と変則的ですが、8月1日からの採用ですから、この31年に限っては608万5,000円と。来年以降は918万9,000円になるわけでありますが、これに対する2分の1相当の交付税が国からいただけると。財政上の措置が31年のぎりぎりであるということを述べさせていただきます。

す。

それから、今度は県内のこのコンビニ交付の状況であります、35市町のうち、31年3月現在で26市町が執行しております。やっていると。未実施9市町です。その中に下田市が入っていると。様子を聞きますと、やっぱり未実施の9市町もいわゆる交付の対象にしようという動きが出ているようであります。

今後の国の動向でありますけれども、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる。こういうシステムにして、いわゆるより多くの方がマイナンバーカードを取得することが現時点で想定されるわけであります。そういう意味で今回の印鑑条例の改正については賛成する立場で事情を話させていただきました。ありがとうございます。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 賛成多数であります。

よって、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第30号 平成31年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

○ 13 番（沢登英信君） 議第30号 平成31年度下田市一般会計予算について反対の討論をいたします。

当予算案は、まさに総花ばらまき予算と言えようかと思えます。総額112億円となっております。市税が24.8%、自主財源の内訳は37.3%であります。依存財源は62.7%、市債が17%にもわたっているわけであります。そして、地方交付税が24.5%、まさに借金による運営の感がますます強められてまいっているというのが当本年度の予算の特徴であろうかと思えます。

観光振興を主体といたしております経済活性化事業を進めるとしてありますが、観光費は2億3,714万円余りであります。そして、観光交流課職員の7人の人件費5,000万円余かと思えますが、その主たる内容は補助金が9,109万円であります。負担金は3,076万円となっております。合わせて1億2,186万5,000円。観光予算の半分以上がこの負担金と補助金で占められてまいっているわけであります。残りの5,000万円程度が修繕費と運営費に充てられていると、こういう観光予算となっていようかと思えます。

その中でも第80回黒船祭補助金は2,545万7,000円にも上ってまいっております。そして、民間から900万ほどの寄附金を集め、約3,445万円程度の総事業費で黒船祭を執行しているわけであります。まさに市民の税金によって行われる黒船祭である、こういう特徴があろうかと思えます。そして、近年、ますます税金によります財源割合が高められてまいっているのではないのでしょうか。財政上も黒船祭のあり方を見直す時期に来てまいっておりますことは明らかでないかと思うわけであります。

真の日米親善の行事のため、60人余りの招待客が本当に皆さん必要なんではないのでしょうか。また、交流の食事会のあり方も検討がされてしかるべきであろうかと思えます。ブルーインパルスの飛行機をメインに据えるなど、日米親善の文化行事を重視してこそ黒船祭の本来のあり方に通じてまいろうかと思うわけであります。

また、観光の面から言いましても、3日間しか行われていない黒船祭では、観光業者にとっては大変メリットがない、このような指摘もされてまいっているところでございます。そして、黒船祭の当初の歴史におきましては、3日に限らず1カ月も、あるいは15日間もあるときはやらないと。中止をすると。災害で中止をするばかりではなく、財政的にも余裕を持っていこうということで中止をする歴史を持っているわけであります。黒船祭も文化行事を含めて1週間にするとか、そういうような期間の延長も含めた工夫が必要ではないかと思う

わけであります。

花火大会を連続2回2夜行う、このことにどれだけの意味があるのでしょうか。記念誌をつくることは結構なことですが、何のためにこの記念誌をどのように利用するのか、根本のところは明確にされていないのではないかと思います。

観光は皆さん、戦略が必要なんでしょうか。観光とは戦いに臨むような仕事ではないと思うわけであります。豊かに楽しく暮らし続けることのできるまちづくりが基本になれば、観光地としての発展はないということになろうかと思うわけであります。まさに観光課の職員が下田市の観光のあり方を考え、方向づけていく、こういう仕事に十分に携わられていないというのが職員の実態ではないかと思うわけであります。職員にとってはまさに残酷課であるというようなやゆさえささやかれているのではないかと思うわけであります。黒船祭の執行や対海岸対策事業の執行に毎日追いまくられ、観光本来のあり方、下田市の観光はどうあっていいのかと、こういうことが議論できない実態となっているのではないかと思うわけであります。

また、白浜大浜の不法営業対策についても、根本的な取り組みは何らなされていないわけであります。施政方針におきまして、残念ながら一言も触れられていないという実態ではないかと思うわけであります。根本的な改善策に取り組む意気込みを求めたいと思うわけあります。

また、観光を支えております統計のもとに観光の方針がつけられるとすれば、観光にかかわります夏の入り込み客あるいは海水浴の入り込み客、全く実態を把握をしていない、こういう状況になっていようかと思うわけであります。例えば吉佐美大浜の入り込み客より田牛の海水浴場の入り込み客のほうが多いというような数字が公表をされてまいつているわけあります。誰が考えてもこのような実態にはないんではないかと思うわけであります。観光の取り組みを進めていく上で、実態に合った観光統計が必要であることは論をまたないところであろうと思います。しかし、このような改善が当局案でなされているのかといいますと、十分そのようなところが残念ながら読み取れないというのが実態ではないかと思うわけあります。

そして、国際観光都市下田の特徴から言いまして、日米友好の記念式典や在日ロシア人学校との国際交流コンサートを実施するとされております。大変結構なことで進めていただきたいと思うわけあります。

しかし、単なる国際交流ではなく、この下田市は平和都市宣言をしている市でございます。

平和教育や平和行政が推し進められて当然であろうと思いますが、そのような取り組みは全く残念ながらされていないというのが実態ではないでしょうか。広島、長崎に原爆が落とされました、8月6日、9日に。それぞれ放送を通じて被爆者への、あるいは亡くなられた方への哀悼の思い、そして世界平和を願う祈りを捧げる呼びかけはされておりますが、それ以外に残念ながら見るべきものはないと、こう言えるのではないかと思います。広島や長崎市からは当然この被爆の地を訪れてほしいと、こういう要請文も恐らく届いているのではないかと思いますし、県内におきましては焼津の第五福竜丸のこのビキニにおける被曝事件、抱えて毎年3・1ビキニデーが焼津で行われ、静岡で行われ、そして焼津市の行事も行われてまいているわけであります。

このような県内の自治体と交流をし、平和行政を進めていく。核兵器禁止条約の署名や、この世界から核兵器や戦争をなくしていくんだと、こういう決意を示すまちであり、行政であってほしいと思うわけですが、そのような取り組みや予算案は一かけらも措置されてまいていないのではないかと、私の危惧に終わればいいところでございますが、私自身はそう思うわけであります。

そして、皆さん、じんかい処理場の更新の大事業が迫ってきていると指摘がされているところでございます。この問題も退職者不補充のこの方向づけを改めない限り、民営化が始まっていく。民営化を前提にした計画にならざるを得ないと思うわけであります。したがって、ごみ本来の環境整備の本来のサイクルに入っていく、こういうことになるかと思いません。資源を収集し、分別し、再利用をしていくという、こういう考え方に立たず、廃棄物をごみと捉え、焼却をする。資源と捉え、再利用をしていくという方向をないがしろにしている計画ではないかと思うわけであります。下田市はこの期間ずっと他市に倣い、減量化の方向で分別収集を市民の協力を得て進めてまいているわけであります。そして、焼却して中間処理をする。焼却路で燃やす。そして最終処分場は設けず、他県の処理場までこの残灰や産廃と言われるような廃棄物、灰を運搬をして処理をする。こういうことではまさに一体としたじんかい処理場の更新、そして環境整備を実現をするということにはならないと思うわけであります。下田市市営のじんかい処理場、長期包括委託調査費及び支援事業委託費2,247万5,000円は、委託や民営化を前提に進めようとしているものでありまして、その根本のところを見直した事業を進めるべきであると思うものであります。

そして、市の行政にとって必要な職員はきっちりと採用をしていただく。平成30年度、前年度、市の職員は資料によりますと214人の職員でありました、本年度は212人、さらに2人

も削減をするんだという計画となっているわけであります。市の職員が公務労働者として市民に奉仕をする。誇りを持って仕事ができる。そして、長時間労働から開放される。そういう職場にしていなければならないと思いますが、この予算書におきましては、214人の職員をさらに2人も絞り込むんだと、こう記されているわけであります。

そして、皆さん、先ほど議論をしましたコンビニストアに見られます各種市民課の住民票や印鑑証明あるいはその他の証明書を交付できるような仕組みにするんだというわけであります。この事業は皆さん御案内のように、総務省が進めている事業であります。国民の利便性の向上のため、マイナンバーカードを交付して持っていただくんだと。マイナンバーカードを持っていないければ、このコンビニによるサービスは受けられないと、こういう仕組みになっております。そして、皆さん、マイナンバーカードは全国民に多くの反対者がいるにもかかわらず、政府はナンバーを振りました、7桁の。しかし、カードまで持っている方は少数であります。下田市民の皆さんでカードを持っている方は15.1%だと、こう当局の資料には記されております。3,271枚しか交付がされていないわけであります。先ほど賛成討論をされた大川議員も、このカードをお持ちかどうか私は確認をしておりませんが、恐らく多くの市民、職員の皆さんがお持ちになっていないのが現状ではないかと思うわけであります。ちなみに私は持っておりませんし、持つ気もございません。カードを持たなければならないという法律は定めておりません。持つか持たないかは本人の自由でございます。

そして、皆さん、3,271枚のカードしか交付がされていない。このうちこのコンビニで利用している方々のパーセントは0.5%と言うんです。100人ちょっと、先ほど110人と言いましたけれども、100人の方にサービスをするために幾らの費用を払うのか。システムの費用に4,384万8,000円を払うんだ。そして、今年度は8月から実施をする。12カ月でないで、その運営費を約600万払うんだ。来年は1年なので900万払うんだと、再来年も900万払うんだと。国からの補助金は2分の1でしかないわけであります。110人の方に4,500万からの費用を払って、そういうサービスを今時点でする必要があるのかと。マイナンバーカードと言われるものが少なくとも50%、60%、多くの市民の皆さんが利用をしている、こういう実態になったときに初めてコンビニのサービスを受けましょうかと、こういうことが議論の対象になるのであって、現時点でありましてはまさに税金の無駄遣い、時期尚早と、こう言わざるを得ない実態ではないかと思うわけであります。

このような2分の1は国が出すと言いましても、国と同じだけの2分の1は下田市民の税金を投入をする、あるいは地方交付税を投入する、こういうことになるわけであります。税

金を慎重の上に慎重に、多くの市民の納得のもとにサービスが提供できるような仕組みになったときに初めてこの制度が意味をなす。今日の状態におきましては、皆さん、全国に約1,700の自治体があろうかと思いますが、実施しているのは583自治体というわけであります。3分の1を切るような自治体しかこのような国が押しつけてくるサービスは実施していないというのが実態であります。残念ながら大川議員が言われますように、県内では35のうち26自治体が行っているということは事実であろうかと思いますが、全国的にこの制度が、全国でどこにでも交付できるんだというこの仕組みから言えば、全国規模で物は考えるべきであります。1,700を超える自治体のうち583自治体しか実施されていないというこのような状況の中で、4,500万を超えるような費用を、そのうちの2,600万からの市民の税金を投入する必要が果たしてある事業なのかと、大きな疑問が投げかけられるところでございます。議員職員の皆さんの正当な判断を求めたいと思うものでございます。

さて、市民の命と財産を守る、特に命を守るという面では、第2次救急医療体制の中心的な役割を担う下田メディカルセンターの充実や在宅医療・介護連携の推進を進めていくと当局は申し述べているところでございます。ぜひともこういう方向で進めていただきたいと思うわけでありますが、今日、メディカルセンターにおきます医師の確保、看護師の確保をどのようにされてまいっているのでしょうか。このような部分のところのフォローや取り組みは予算上私が見誤っていなければ、何らされていないのではないかなと思うわけであります。

予約制が充実し、お年寄りになりますと、眼科や耳鼻科に多くかからざるを得なくなつてまいります。全てが予約制だと。1週間に一度しか先生が来てもらえないと、このような状態もあろうかなと思うわけであります。医師の確保は最重要事項であろうかなと思うわけであります。県からの派遣医師に市長も先頭を切って県に要請をし、努力されていることは評価をさせていただきたいと思いますが、この病院を運営しておりますメディカルセンターからの医師の派遣はどうなっておるのか。その実態は、いわゆるパート医師と言われるような医師で回されているというのが実態ではないかなと思うわけであります。したがって、このような改善を早急をお願いをしたいと。そういう点におきまして、何ら新年度予算の中では残念ながら十分な方向づけはされていても内容がないものになっているという点で、より一層の努力を求めたいと思うわけであります。

さらに経済活性化事業に区分されております旧町内のポケットパーク整備事業3,000万円、市民や観光客の小公園であり、広場であると、こう位置づけられているようですが、そこにはトイレはつくらない、こういうことでございます。川端通りにおきますトイレは大

変古くなって、使うのもなかなか遠慮しがちになると、こういう状態ではないかと思うわけであります。少なくともポケットパークをつくるのであれば、トイレの併設等も考えるべきであろうと思いますが、私はむしろポケットパーク等に予算措置をするよりも、市内にあります安直楼や松本旅館など、市内のこの歴史的建造物を休憩所とする。所有者と協力をし、所有者にお話をしていただいて、トイレも使える、休息もできる、こういう活用を図っていくべきではないのかと。3,000万円ものポケットパークにお金をかけるのであれば、こういうことで具体的にまちを活性化をしていく、こういう観点こそ必要ではないかと思うわけであります。

また、白浜海水浴場の不法営業対策は是が非でも観光課任せにせずに、全市で取り組む。市長が先頭になって取り組む姿勢を明確にしていきたいと思うわけであります。

以上のような観点、不備な点が大変多くある。こういうことから議第30号 平成31年度一般会計予算は再度見直しを認めて、より立派な予算方針にさせていただく、こういう観点から反対をするものでございます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 平成31年度下田市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど反対の中に、コンビニの件がございましたが、これについては、先ほど大川議員のほうで条例のほうで述べていただきましたんで、私は大きく今後の最初の予算のスタートということで述べさせていただきます。

いわゆる下田市の一般会計においては、先ほど反対意見がありました中で、観光だけではなくて、今後秋に控える新庁舎の建設関係、または中学校、その他この庁舎跡の駅前の基本構想、もろもろあと縦貫道の残土の問題、大きな事業が控えております。また、県からのあれだった駿河湾カーフェリーを維持管理する。または朝日地区の学童保育の件、いわゆるあと防災に関しては同法無線のデジタル化、観光行政に関して、まずポケットパークの第一歩ですとか、あと下田公園のところの駐車場、これの整備とか、やらなければならないことがいっぱいある。これを一つ一つやる予算ということで、経済対策の第一歩にする予算というふうに私は思います。

今回の予算の中で、まず先ほど大きな疑問点だった観光戦略については、観光戦略会議と

いうものが新たに設けられるということで、今後大いにこれに期待して、一步我々議決する予算として私自身見てますんで、この平成31年度スタートの一般会計予算に対しては賛成いたします。

以上であります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第30号 平成31年度下田市一般会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第34号 平成31年度下田市国民保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のお

り、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算でございますが、今年度の予算の中心的な事業は処理場改良事業費と、こういうことであろうと思います。処理場及びポンプ場を改良する武ガ浜のポンプ場も視察をさせていただいたところでございますが、耐震のための工事をするんだと。東海地震に備える耐震が必要かと思うわけですが、しかし、幾ら地震に強い施設にしましても、地震に伴いまして起こります津波の被害が免れないと、こういうことになりますと、せっかく施しました耐震の施設も全く意味をなさないと、こういうことになろうかと思うわけであります。したがって、耐震の工事は津波の浸水とあわせた工事を検討しなければ、これが分離して、この考えられるような形では対処ができないんじゃないかと思うわけであります。内容的から言って、この耐震の工事をするなということではございません。ぜひしていただきたいと。

しかし、耐震工事だけでよろしいと判断をしている段階では本当の意味での災害に備える改良ということにならないんじゃないかと思うわけであり、こういう観点から、ぜひこの予算も見直していただき、津波に対応ができるような予算措置を検討して、議会に提出していただきたいと、こういう思いから反対をするものでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算について、賛成の立場から、委員も現地視察されたと思うんですが、数年前から少しずつ、少しずつ耐震の工事は進めておりまして、今回もそういった耐震、いずれ防災上、津波対策もやるという計画のもとにされている予算でありますので、この予算に対して賛成をいたします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求める意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣に提出するものとする。

平成31年3月14日提出。

提出者、下田市議会議員、土屋 忍。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄、同じく橋本智洋。

提案理由。

ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求めるため。

ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求める意見書。

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、安全・安心でドア・ツー・ドアの便利な地域公共交通として、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォン配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーの車両とドライバーの充実、妊婦応援・育児支援タクシーの対応、地元自治体等の要望による乗り合いタクシー等を積極的に行うなど、地域住民、交通弱者や訪日外国人の移動手段として重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。

ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令の課題が多く、世界中でも禁止・規制の流れとなっている。

このように多くの問題点のあるライドシェアが認められれば、路線バスや鉄道を含めた地域交通の存続が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。
記。

- 1、安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2、地域において大きな役割を担っているタクシーをはじめ、バスや鉄道を含めた地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月14日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでございます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 ライドシェアの導入に反対し、タクシーをはじめとする安全・安心な公共交通の施策推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議がないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することと決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福井市長。

○市長（福井祐輔君） 皆さん、お帰りの支度しているのに申しわけありません、貴重な時間をとらせていただきまして。

このたび平成31年3月31日付で5名の課長級の職員が定年退職することになりました。河井長美監査委員事務局長、土屋悦子福祉事務局長、土屋佳宏生涯学習課長、鈴木芳紀環境対策課長、そして須田信輔議会事務局長、この5名が定年退職することになりましたので、皆様にこの機会を捉えまして、各人が御挨拶したいと申し出がありましたので、御清聴いただくようお願いいたします。

○議長（竹内清二君） この3月31日をもって退職されます河井長美監査委員事務局長、土屋悦子福祉事務局長、土屋佳宏生涯学習課長、鈴木芳紀環境対策課長、須田信輔議会事務局長、この5名より発言を求められておりますので、これを許可いたします。よろしく願いいたします。

○監査委員事務局長（河井長美君） 審議が終わったばかりでお疲れのところ、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。先ほど市長のほうからも紹介がありましたけれども、退職に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和56年に奉職いたしまして、38年となります。産業課を皮切りに15の部署を経験させていただきました。この経験の中で多くのことを学ばせていただきましたし、また、行政関係の方々、各種産業にかかわるの方々、そしてまちづくりに取り組む多くの方々など、多くの仲間もできました。また、私が生きがいとしております山登りとかマラソンなども教えていただきました。仕事が人をつくると言いますが、私をつくっていただいたこの38

年の仕事に感謝をしているところでございます。

議会には平成27年の9月から3年と7カ月、環境対策課から始まりまして、生涯学習課、会計管理者、そして監査委員事務局と4つの部署から参加をさせていただきました。最後の監査委員事務局では、議会で発言する機会はありませんでしたが、日常の業務では覚えることも多く、多岐にわたり、また今までの知識が試される、そういった部署ではなかったかなというふうに思います。そういう意味では無事に終わって、本当にほっとしているところでございます。今度はこちら側の傍聴席のほうに座らせていただき、また違う角度からまちづくりに参加させていただきたいなというふうに思います。

これからの私ですけれども、広くありませんけれども、多少は土地がありますので、野菜づくりなどにも取り組んでみたいなというふうに思っております。やはり下田は空気もいいですし、土もいいです。水もいいです。この豊かな風土でおいしいフードをつくっていききたいなというふうに思います。もしも私のつくった河井ブランドが店頭に並ぶときには、ぜひ手に取って、そして買ってもらって、食してもらえば幸いに思います。

最後に、皆様方の御健勝、御多幸、そして下田市の発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○福祉事務所長（土屋悦子君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。一言御挨拶をさせていただきます。

私は、議会に出席させていただきましたのは3年間という短い間でございましたが、議会答弁に関しましては、わかりやすく丁寧に答えるように精いっぱい努力をいたしました。議員の皆様には議場でも議場外でも温かいお言葉をかけていただきまして、本当にありがとうございました。

私は4月から、ここ下田で1市民として生活してまいります。私がもっと今よりおばあさんになって、年をとったときに、ああ、下田で本当によかったなと思えるような暮らしをつくっていただくのがここにいる皆様方でございます。どうかそう思えるような下田をつくっていただけますようお願いいたします。私も市民の一人としてできる限り力を尽くしてまいりますと考えております。

最後に、議員の皆様、市長、副市長、同僚の皆様、私が定年退職を迎えることができるのも皆様のおかげでございます。ありがとうございました。皆様、どうかお元気で過ごしてください。（拍手）

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 貴重な時間、ありがとうございます。平成最後の退職者とな

ります。

議員の皆様におかれましては、日頃より御指導、御鞭撻、また何よりも笑顔で接してくれたことに対しまして、心より感謝申し上げる次第でございます。この場をおかりしてありがとうございます。

さて、私は、東京でテレビ番組の制作担当スタッフとして働いた関係で、まず下田市民文化会館の舞台技師として採用されまして、その後、直営から委託に変わり、本庁に戻り、現在まで至るわけでございますけれども、振り返りますと、議会の関係で思い出されるのは、やはり東日本大震災の1年後に私は防災係のほうに配属になりまして、その関係で要するに内示後に3月末に津波高25メートルと。その後、また南海トラフの33メートルという公表がなされまして、議会のほうでは防災関係に関する一般質問が続き、3年ぐらい続きましたかね。答弁書をつくるのに苦慮したという思い出がございます。

また、課長となって2年間でございますけれども、その間は思い出されますのは、やはり蓮台寺区の御尽力により、大日如来座像の84年、四天王立像の300年ぶりという歴史的修復事業に協力できたことに対しましてはよい思い出となっているものでございます。行政で培ったこの知識と技術というものは、市民から与えられた財産という形で思いますので、今後はまた市民に還元できたらなというふうに思っております。

最後になりますけれども、皆様方のますますの御活躍と御健康、御多幸をお祈りいたしまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○環境対策課長（鈴木芳紀君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

私は、本会に建設課で2年間、環境対策課で2年間、説明員として参加させていただきました。上司、先輩、同僚に助けられて、課職員に支えられて4年間務めさせていただきました。振り返れば、建設課では伊豆縦貫自動車道やまちづくりのさまざまな施策、環境対策課ではじんかい処理場の建設、あと広域への対応等、議員の皆様方には本当に御理解と御居力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

また、委員会を含めまして、答弁や説明の際、御理解をいただくには足りない部分もあったこと、並びに南豆衛生プラント議員の皆様には至らぬ点もあり、御迷惑をおかけしたことをおわびいたしまして、御容赦願いたいと存じます。

いつの時代もそうかもしれないでしょうけれども、さまざまな施策や事業が動いております。来期には新しい者がこの席に座り、新しい体制で取り組んでいくこととなります。その

際は皆様方、どのようなお立場でいらっしゃっても変わらぬ御支援と御鞭撻のほどお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意されて、今後もいろいろな場面での御活躍を切に願ひまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○**議会事務局長（須田信輔君）** 貴重な時間をいただきまして恐縮ではございますが、退職の前に一言皆様にお礼の挨拶をさせていただきます。

私は、昭和56年から38年間務めさせていただきました。ここに無事退職を迎えることができましたことは、大勢の皆様方の御支援と御協力によるものと深く感謝申し上げるものでございます。特に議員の皆様方には、長きにわたりまして大変親しくしていただき、温かい御指導と御鞭撻をいただきながら議会運営に携わることができたこと、改めて御礼申し上げます。

最後の職場が議会事務局となりましたので、少し議会のことに触れたいと思います。

地方議会は市長と議会の二代表制となっております。市民の方々の代表機関として相互に独立性、自立性を保ちつつ、牽制し合い、均衡と調和のある関係を保持することで、公正で円滑な行政運営を図ることが期待されております。そして、議会改革は市民の方々が地域経営の重要な権限は議会が持っていると感じることから始まるとも言われております。下田市はよりよい方向に進めるため、今後も言論の府である議会での活動をお願いいたします。

結びになりますが、皆様方のますますの御健勝と御多幸、そして下田市の発展を祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○**議長（竹内清二君）** ただいまの御挨拶ありがとうございました。どうぞ皆様、席にお戻りください。

退職なされる方々におかれましては、長きにわたり市政発展のため多大な御尽力をいただきましたこと、まことにありがとうございます。今後とも健康には十分留意され、さらなる御活躍を御祈念申し上げます。長い間本当にお疲れさまでございました。（拍手）

これをもって平成31年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 0時10分閉会